

中学生の居場所づくりの可能性を探る

中学生にとって学校は、学ぶ場であるとともに大切な「居場所」でもあります。ここで紹介する活動は、学校のなかに中学生たちの「もうひとつの居場所」を、地域の人たちの協力で意図的につくる取組です。部活、学校図書館、放課後活動に、地域の大人たちを指導者あるいは協力員などの名称で委嘱し、中学生たちの居場所づくりの可能性を探る葛飾区と世田谷区の事例を紹介します。

「部活」・学校図書館と中学生の居場所づくり

葛飾区教育委員会

葛飾区社会教育委員の会議では、地域の人たちが中学校の「部活動」や「学校図書館」を支えるしくみづくりを提起しました。

それを受けて、葛飾区教育委員会では、部活動の指導者や学校図書館の支援指導員などに、地域の人たちを委嘱し、地域の力でその活動を活性化させ、中学生の居場所づくりの可能性を探っています。

部活動を中学生の居場所に

指導できる教員がないなどの理由で、中学の「部活」が廃部になってしまい、やりたい「部活」がないという声が生徒や保護者からあがっています。平成10年5月、葛飾区社会教育委員の会議は、「学校と地域の新たな連携と地域指導者のあり方について」(助言)のなかで、中学校の部活動に地域指導者を位置づけるための課題や方策を提起しました。

(助言)では、対象となる「部活」は、スポーツだけでなく文化的諸活動や学習活動も含めて検討され、課題として、地域人材の確保や地域指導者の権限、資質の向上、ケガや事故への対応などをあげています。現在、区内24校の中学校で、運動系・文化系部活動に、地域の人たち84人の顧問・技術指導者が、また14人のボランティアが部活動指導にあたっています。地域指導者には、自営業や大学生、また会社等を退職し地域で活動を望んでいる方々などさまざまな人たちが携わっています。運動系では野球部や卓球部など、文化系では美術部やパソコン部などの指導に携わり、活動日数は、運動系で週3日～5日、文化系で週1日～2日程度となっています。

▼葛飾区立青葉中学校で卓球部の「地域顧問」をつとめておられる酒井榮一さん
(葛飾区体育協会理事長)に、部活動の大切さなどについてお伺いしました。

週4日程度、中学生32人に卓球を教えています。中学における部活は、生徒一人ひとりの個性を伸ばすとともに、自主性や学年を越えた友情を育む「居場所」としてとても必要だと思います。しかし部活は強制参加ではありませんから、子どもたちにはまず、スポーツとしての卓球に興味を持ってもらいたい。おもしろいなあと子どもたちに思ってもらうことが大切です。親にも関心を持ってもらいたいのので、練習の様子をなるべく親たちに伝えるようにしています。スポーツを通して、中学生たちは、ルールを守ること、あいさつをすること、仲間への信頼やいたわりの気持ちなどを学んでいきます。仲間が苦しんでいると、がんばれよと声をかけあう子どもたちの様子を見ると、指導者としての喜びを感じます。

中学校部活動地域指導者設置要綱

平成14年3月12日
13葛教指第1947号
教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区立中学校(以下「中学校」という。)で、学校教育活動の一環として学校の管理下において行われる部活動(以下「部活動」という。)の業務に従事する地域指導者(以下「地域指導者」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(区分)

第2条 地域指導者は、次の各号に定める部活動の業務内容により、地域顧問指導者と地域技術指導者とに区分する。

- (1)中学校長(以下「学校長」という。)が定める顧問の業務及び部活動の技術指導を行う地域指導者 地域顧問指導者
- (2)部活動の技術指導の補助を行う地域指導者 地域技術指導者

(配置基準)

第3条 地域顧問指導者を配置することのできる部活動は、年度における活動が継続的に行われているもののうち、一月当たりの配置日数が10日以上必要とするもので、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1)部活動を担当する顧問の教員(以下「顧問教員」という。)の異動等により、引き続き顧問教員を充てることができないため、既存の部活動を廃止又は休止しなければならない場合
 - (2)学校長が適当と認める部活動を新設する場合で、顧問教員を充てることができない場合
- 2 地域技術指導者を配置することのできる部活動は、顧問教員の管理下において活動するもので、学校長が技術指導の補助を必要とする部活動とする。

(配置申請)

第4条 学校長は、前条に規定する地域指導者を配置することを必要と認めた場合、部活動地域指導者配置申請書(第1号様式)により指導室長に申請するものとする。

(配置承認)

第5条 指導室長は、前条の規定により配置申請を受理した場合、内容を確認し、配置することが適当と認めた場合は、予算の範囲内で承認することができる。

2 指導室長は、配置の承認をした場合は、速やかに学校長に承認内容を通知するものとする。

(地域指導者の推薦)

第6条 学校長は、前条の承認の範囲内において部活動に従事することを適当と認めた者(委嘱日現在の年齢が18歳未満の者を除く。)を部活動地域指導者委嘱候補者推薦書(第2号様式)により葛飾区教育委員会(以下「委員会」という。)に推薦するものとする。

(委嘱)

第7条 委員会は、学校長の推薦に基づき、地域顧問指導者及び地域技術指導者に就任する者を委嘱する。

(委嘱期間)

第8条 地域指導者の委嘱期間は、原則として委嘱の日から当該年度の3月31日までの間とする。

(解職)

第9条 地域指導者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、年度の途中においてその職を解くことができるものとする。

- (1)自己の都合により、解職を申し出たとき。
- (2)心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認められたとき。
- (3)その業務に必要な適格性を欠くと認められたとき。
- (4)予算の減少その他やむを得ない事由により縮小時。

(守秘義務)

第10条 地域指導者は、その業務の遂行に当たって、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(学校長の責務)

第11条 学校長は、あらかじめ指定した部活動の活動日に変更が生じた場合及び活動内容に変更が生じた場合は、速やかに地域指導者に連絡しなければならない。

(部活動担当教員の指定)

第12条 学校長は、地域顧問指導者を配置した部活動に学校の責任者としての教員(以下「部活動担当教員」という。)を指定しなければならない。

(部活動担当教員の職務)

第13条 部活動担当教員は、地域顧問指導者の担当する部活動の運営を円滑にするため、連絡調整及び必要な助言を行うものとする。

(従事日)

第14条 地域顧問指導者の業務に従事する日は、担当する部活動の活動日及び顧問業務を行う日とし、その割り振りは学校長が行う。

- 2 地域技術指導者の業務に従事する日は、部活動の活動日のうち原則として週2日以内とし、その割り振りは学校長が行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、学校長が必要と認めた場合は、委員会が承認した範囲内において、週の従事日数を変更することができる。

(出勤報告)

第15条 学校長は、前条の規定により従事した地域指導者の一月ごとの勤務状況報告書を翌月3日以内に委員会に報告するものとする。

(謝金)

第16条 委員会は、学校長の勤務状況報告書に基づき、次の各号により地域指導者に謝金(部活動の実施地までの往復の交通に要する経費を含む。)を支払うものとする。

- (1)地域顧問指導者 月額45,000円
- (2)地域技術指導者 1時間当たり1,800円
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、地域顧問指導者の一月当たりの業務に従事した日数が10日に満たない場合は、当該月の従事時間に1,800円を乗じた額(その額が45,000円を超える場合は、45,000円とする。)を謝金として支給する。
- 3 地域顧問指導者が、月の途中で地域技術指導者として委嘱された場合及び地域技術指導者が、月の途中で地域顧問指導者として委嘱された場合の当月分の謝金の額は、前項の規定を準用する。
- 4 第1項第2号、第2項及び第3項に規定する謝金の支給について、業務の従事時間数に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(任意活動)

第17条 地域指導者は、第14条に規定する業務に従事する日以外の日には学校長の承認を得て部活動の業務に従事することができる。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、葛飾区教育委員会事務局教育次長が別に定める。

付則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則(平成14年7月31日付け14葛教指第925号学校教育部長専決)

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

付則(平成16年3月15日付け15葛教指第11027号学校教育部長専決)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

学校図書館支援指導員設置要綱

平成16年3月15日
15葛教指第11008号
教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、学校図書館の充実を図るため、葛飾区立小学校及び中学校の学校図書館に学校図書館支援指導員(以下「指導員」という。)を設置することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(任用の基準)

第3条 指導員は、次の各号のいずれにも該当する者の中から、葛飾区教育委員会(以下「委員会」という。)が任命する。

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 司書の免許状を有する者
- (3) その他委員会が別に定める基準に該当する者

(職務)

第4条 指導員は、司書教諭やボランティアとの連携のもと円滑な学校図書館運営と、子どもたちが図書に親しむ環境づくりを行うため、次に定める職務を行うものとする。

- (1) 図書の購入、整理、貸出し、廃棄等の管理
- (2) 児童・生徒の読書指導に関すること
- (3) その他学校長の指示する事項

(任用期間)

第5条 指導員の任用期間は、任命した日からその日の属する年度の末日までの範囲において委員会が定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、任用期間内の勤務成績が良好である者は、任用を更新することができる。

(任命手続)

第6条 指導員を任命する場合は、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 資格・免許状の写し

(服務)

第7条 指導員は、職務を遂行するに当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- 2 指導員は、職務を遂行するに当たっては、法令及びこの要綱に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 指導員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 指導員は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(免職)

第8条 委員会は、指導員が葛飾区非常勤職員の任用等に関する基準(56葛総職発第376号。以下「基準」という。)第5条第1項に該当する場合においては、その意に反してその職を免職することができる。

- 2 指導員が公務上負傷若しくは疾病した場合又は通勤により負傷した場合、その療養のために休業する期間は免職することができない。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による打切り補償をしたときはこの限りでない。

(退職)

第9条 指導員は、任用期間の満了により当然退職するものとする。

- 2 指導員は、任用期間満了前に退職願を提出し、退職することができる。

(勤務時間等)

第10条 指導員の勤務時間は、週12時間とし、その割振りは学校長が定める。

- 2 日曜日、土曜日又は勤務を割り振られていない日は、休務日とする。
- 3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年葛飾区条例第3号)第10条各号に規定する日は休日とする。
- 4 勤務時間が割り振られている日が休日に当たるときは、1週間の勤務時間が12時間を超えない範囲において、あらかじめ当該月内で勤務時間の振替えをすることができる。
- 5 葛飾区立学校の管理運営に関する規則(昭和53年葛飾区教育委員会規則第4号)第3条第2号に規定する休業日は、原則として勤務時間の割振りをしないものとする。
- 6 前5項の規定にかかわらず、学校長は第4条に規定する職務を遂行する上で必要と認めた場合は、勤務時間の変更をすることができる。

(休憩時間)

第11条 勤務時間の割振りが公務のため臨時に変更され、1日の勤務時間が引き続き6時間を超える場合は、所定の勤務時間に45分の休憩時間をおくものとし、その時限は学校長が別に定める。

(年次有給休暇の付与)

第12条 指導員には、別表に定める年次有給休暇を与えるものとする。

- 2 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、学校長は、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、1日の勤務時間をもって1日とする。
- 3 年次有給休暇は、指導員から請求があったときに与えるものとする。ただし、学校長は職務に支障があるときは、その時季を変更することができる。

(年次有給休暇の繰越し)

第13条 年次有給休暇の日数のうち、年次有給休暇を与えられた任用期間内に使用しなかった日数がある場合は、引き続き次期の任用期間内に限りこれを請求することができる。ただし、当該任用期間内において勤務した日の総日数が、要勤務日の総日数の8割に満たない指導員については、この限りでない。

- 2 指導員が、第10条第3項、前条、次条、第15条第1項各号の規定により勤務しなかった期間は、年次有給休暇の繰越しに関して勤務したもののみをみなす。

(慶弔休暇及び公民権行使等休暇)

第14条 指導員の慶弔休暇及び公民権行使等休暇は、常勤職員の例により与えることができる。(ただし、この場合は有給とする。)

(無給休暇)

第15条 学校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指導員に無給の休暇を与えることができる。

- (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成10年葛飾区規則第11号)第16条から第20条まで及び第22条に規定する休暇を指導員が請求したとき。
- (2) 公務上負傷し、又は疾病にかかった場合において療養する必要があると認めるとき。
- 2 委員会は、前項に規定する休暇以外に指導員に無給の休暇を与えることができる。

(休暇の手続き等)

第16条 休暇の手続き及び出勤簿の整理等は、常勤職員の例による。

(報酬の支給方法)

第17条 指導員の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務時間数により計算した総額を、翌月の15日(当日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日)をいう。以下本条において同じ。)に当たるときは、その直前の日曜日、土曜日又は休日でない日とする。)に支給する。

(委任)

第18条 この要綱及び基準に定めのない事項については、葛飾区教育委員会事務局教育次長が別に定める。

付則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

中学生がホッとできる居場所に

平成16年6月、葛飾区社会教育委員の会議は、「青少年が読書に親しむ環境を整備するために」（答申）のなかで、小・中学校に学校図書館支援指導員や学校図書館ボランティアを配置し、社会教育と学校教育が連携・協力して子どもの読書環境を整備することを提起しました。

葛飾区教育委員会では、この提言を踏まえて、学校図書館支援指導員をモデル校6校へ配置し、将来的には全校配置を計画しています。学校図書館支援ボランティアは、区立図書館が養成講座を開催しています。また、各校の学校図書館ボランティアが相互交流を図り、学校図書館の充実をめざすネットワークづくりもはじまっています。

平成16年度から3カ年の計画で全小・中学校に学校図書システムを導入し、選定や蔵書管理を容易にする図書のデータベース化を進めています。今後図書購入費も、予算の配分を工夫し、学校図書館として適正な蔵書数を維持できるよう計画されています。また、16年度内に全小・中学校で学校図書館にエアコンが設置されるなど施設面の整備も進んでいます。

▼葛飾区立綾瀬中学校「図書館支援指導員」をつとめておられる内田香織さんにお話を伺いました。内田さんは、司書資格を生かして地域で活動したいと思っておられたところに、「指導員募集」の広報を見て応募されたそうです。

私が赴任したころの綾瀬中学の学校図書館は、雑然と本が並べられているという印象を受けました。書架には、厚紙で作った「0総記」などと書かれた分類板が入ってはいましたが、かなり前につくられたものらしく大分傷んで破れており、欠番している分類番号も幾つかありました。図書委員の生徒たちと一緒に、図書を整理し、本を並べ替え、レイアウトを少し変えるだけでも、印象はかなり変わりました。最近では、生徒たちが学校図書館に立ち寄ってくれるようになりました。本に親しむことを通して、学校図書館が中学生たちのホッとできる居場所になったらいいなと思っています。絵本の「読み聞かせ」もしています。大人が楽しめる絵本も多く、学校図書館に集まる中学生たちも絵本の「読み聞かせ」は理屈抜きに楽しんでくれます。

▼葛飾区立綾瀬中学校教諭で国語を教えておられる荒井修さんに、学校図書館のあり方についてお話を伺いました。

生徒たちが読書に親しんだり、調べ学習を進めたりする上で学校図書館の役割は大きいです。それとともに、生徒たちが休み時間を利用して自由に集い、本を通して語り合えるスペース、居場所としての機能も学校図書館にはあります。そのためには、魅力ある本、学習に役立つ本を体系的に並べ、環境を整えていくことが大切です。同時に、学校図書館の存在をもっとアピールしたり、本を探しにきた生徒が気軽に相談できるような、教師とは違う存在の図書館支援指導員や図書館支援ボランティアの役割も重要だと思います。



問い合わせ先：葛飾区教育委員会生涯学習課 TEL03-3695-1111（代表）